

公示番号：190023

国名：ルワンダ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：コーヒーバリューチェーン強化プロジェクト（総括/コーヒー栽培）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：総括/コーヒー栽培
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年4月下旬から2020年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.5M/M、現地8.37M/M、合計8.87M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	3日
第一回現地業務期間	82日
国内業務期間	2日
第二回現地業務期間	112日
国内業務期間	2日
第三回現地業務期間	57日
整理期間	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年3月27日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年4月9日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点

- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	総括/コーヒー栽培に係る各種業務
対象国／類似地域	ルワンダ／全世界
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ルワンダ共和国（以下、「ルワンダ」という。）では、全人口の約8割が農業に従事し、農業セクターはGDPの約3割、輸出総額の約4割を占めており、同国の国家経済にとって重要な役割を果たしている。農水産物の輸出においては、伝統的な商品作物であるコーヒーと紅茶の二大産品が8割（コーヒー5割、紅茶3割）を占める代表的な輸出産品であり、ルワンダのコーヒー生産は、同国農家総数約170万戸のうち約35万戸、その大部分が小規模農家により行われており、生産量は平均18,900トン／年（2005年～2012年）で、そのうち8～9割が輸出されている。コーヒーにおける様々な施策は、農業動物資源省（MINAGRI）において決定され、傘下機関である国家農業輸出振興機構（National Agricultural Export Development Board：NAEB）が実施している。NAEBは、コーヒー生豆の高品質化を行うため、各県にコーヒー担当者を配置し、苗床の管理や肥料の配布を実施するとともに、一次加工を行うウォッシング・ステーションの整備を推進するなどの取り組みを進めており、生産・加工段階における品質向上が図られている。

その一方で、課題にも直面している。農家からコーヒーの実あるいはパーチメント豆を買い付ける際、品質による価格差を設けている買付業者や協同組合は少ないことから、品質向上が農家の収入向上に必ずしも結びついていない。この問題点は、現在ルワンダで設定されている品質基準が実行性に乏しいことに起因していることから、円滑な商取引の妨げにもなっている。NAEBや業界関係者（農家、加工業者、輸出業者、販売業者等）が品質基準について共通認識を持つことは、生産から販売までのバリューチェーン強化のために重要である。

かかる状況を踏まえ、JICAはルワンダのコーヒー産業における生産段階から流通までの包括的な現状を把握するため、「コーヒー栽培・流通に関する情報収集・確認調査」（2012年度～2013年度）を実施するとともに、課題別研修「コーヒー生産者輸出競争力強化」（2013年度～2015年度）ではNAEB職員への研修を実施した。その結果、NAEBを中心にルワンダコーヒーの品質向上の重要性は確認されたものの、バリューチェーン（生産、精選・加工、流通、販売）の各工程で関わるNAEBを含む業界関係者（農家、加工業者、輸出業者、販売業者等）による品質基準の運用に向けた改

善や、バリューチェーンに関する問題や課題解決に協同して取り組むための連携強化が必要なことから、ルワンダ政府は我が国に対し、NAEB を実施機関とする技術協力「コーヒーバリューチェーン強化プロジェクト」（2017 年 5 月～2020 年 5 月）を要請した。

ルワンダの長期国家開発計画「VISION 2020」及び中期計画「第 2 次経済開発貧困削減戦略」（EDPRS2：2013 年～2018 年）では、「民間セクター主導の経済」及び「生産性の高い市場主導の農業」に向けて、農業生産性の向上を促進しつつ、輸出力の強化を目指しており、コーヒーは外貨獲得のための優先産業と位置づけられている。本事業は品質向上を通じてコーヒーの高付加価値化を図り、将来的な輸出競争力強化を目指すものである。今般、最終年次の活動として、これまで実施してきたコーヒー高付加価値化に係る活動の持続性を確保するため、各活動主体のオーナーシップを高めていくことが求められる。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、別添のルワンダ「コーヒーバリューチェーン強化プロジェクト」のプロジェクト目標の達成に向け、PDM（Project Design Matrix）及び PO（Plan of Operation）を基に、別添のプロジェクト活動の進捗、成果の達成状況のモニタリングを C/P 及び他のプロジェクト専門家と共に行い、活動を主体的に推進する総括の立場としてプロジェクトに従事するものである。

コーヒー栽培としては、パイロット農園等におけるコーヒー栽培や研究機関への土壌分析等の技術指導が期待されており、その企画・調整・指導を中心に従事するものである。

なお、現地プロジェクト専門家（バリューチェーン/業務調整）及び現地コンサルタント 2 名が既に現地にて業務を遂行しており、全ての業務において密な連携が求められる。プロジェクトマネジメントにおいては、総括として同専門家に指示を行い、プロジェクトの進捗を管理する。

各活動時期における具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019 年 5 月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクト活動の進捗を確認する。
- ②日本に滞在するプロジェクト短期専門家や JICA 農村開発部と協議を行い、現地活動方針の確認を行う。

### （2）第一回現地活動期間（2019 年 5 月中旬～7 月下旬）

- ①現地でのプロジェクト専門家（バリューチェーン/業務調整）や JICA ルワンダ事務所の打合せを踏まえ、業務方針を確認する。
- ②国内準備期間での打合せを踏まえ、営農の短期専門家の指導内容に基づき、プロジェクト対象 2 農協（コパカキ農協、コテムカマ農協）を現地 C/P と共に月に一回程度定期的にモニタリングし、栽培指導支援を行う。
- ③ルワンダコーヒーが抱えるポテト臭課題に関する検討、協議、実施、啓発活動の計画策定及び実施支援を営農に関する現地専門家と協議しながら行う。
- ④MINAGRI 傘下の RAB（Rwanda Agriculture Board：農業庁）と連携し、現地コ

- ーヒー栽培に関する研究活動（肥料/カバークロープ等）の実施支援を行う。
- ⑤ルワンダのコーヒー種保全にかかる活動支援(NAEBによるDNA鑑定実施中)を行う。
  - ⑥プロジェクト活動 1-3-4 におけるバリスタに対する技術指導の一環で実施予定のバリスタチャンピオンシップにかかる広報活動を含むロジ面の実施支援を行う。(2018年8月に実施)
  - ⑦対象農協が参加するアグリショー出展に係る実施支援(登録等)を行う。(2018年6月に参加)
  - ⑧モニタリングシートの取り纏め支援を行い、C/Pと共に内容(成果、進捗状況)の確認を行う。
  - ⑨その他、プロジェクト目標達成に向けて必要と思われる事項(PDM、POの修正を含む)について、C/Pと協議を行いながら各活動方針の修正支援を行う。

(3) 国内作業期間(2019年9月上旬)

- ①現地プロジェクト専門家(バリューチェーン/業務調整)からのプロジェクト活動進捗に関する報告を確認し、日本に滞在する短期専門家やJICA農村開発部と協議を行い、現地活動方針の確認を行う。

(4) 第二回現地活動期間(2019年9月中旬～12月下旬)

- ①活動 1-1 にかかるコーヒー・プラットフォームの開催支援を行い、プロジェクトからの成果発信を行うと共に参加ステークホルダーとの関係深化を図る。
- ②ルワンダのコーヒー種保全にかかる活動支援(NAEBによるDNA鑑定実施中)を行う。
- ③RABと連携し、現地コーヒー栽培に関する肥料試験/カバークロープ比較試験の結果取り纏め支援を行う。
- ④コロンビア視察(11月4日～8日予定)実施準備支援、現地視察同行による栽培指導支援を行う。
- ⑤JCC(Joint Coordinating Committee、11月予定)の開催支援を行う。
- ⑥JCCにおいて、視察者のコロンビア視察から得た教訓等の取りまとめ支援を行い、今後の指導計画への反映支援を行う。
- ⑦その他、プロジェクト目標達成に向けて必要と思われる事項(PDM、POの修正を含む)について、C/Pと協議を行いながら各活動方針の修正支援を行う。

(5) 国内作業期間(2020年3月上旬)

- ①現地プロジェクト専門家(バリューチェーン/業務調整)からのプロジェクト活動進捗に関する報告を確認し、日本に滞在する短期専門家やJICA農村開発部と協議を行い、現地活動方針の確認を行う。

(6) 第三回現地活動期間(2020年3月上旬～4月下旬)

- ①RABと連携し、C/Pと共に現地コーヒー栽培に関する肥料試験/カバークロープ比較試験の成果報告支援を行う。
- ②国内準備期間での打合せを踏まえ、営農管理の短期専門家の指導内容に基づき、プロジェクト対象農協におけるコーヒー収穫、加工、販売に係る技術指導を行う。

- ③最終 JCC（4 月予定）の開催支援を行い、プロジェクトの採取成果を C/P を含む関係者と確認する。
- ④活動 1-1 にかかるコーヒー・プラットフォームの開催支援を行い、プロジェクト成果の発信を行う。
- ⑤ポテト臭対策の取り纏め、展開資料作成支援を行う。
- ⑥プロジェクト成果の取りまとめ、発信支援を行う。
- ⑦その他、プロジェクト目標達成に向けて必要と思われる事項について、C/P と協議を行いながら各活動方針の修正支援を行う。

(7) 帰国後整理期間（2020 年 5 月上旬～5 月中旬）

- ①専門家業務報告書（案）（和文）、プロジェクト完了報告書（案）を提出する。
- ②帰国報告会に出席し、担当業務/プロジェクトに係る報告を行う。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 専門家業務完了報告書（電子データ）
- (2) プロジェクト完了報告書（電子データ）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。  
航空経路（往復）は、日本 - アジスアベバ又はドーハーキガリを計上して下さい。
- (2) 人件費単価  
本業務における人件費単価は2019年度単価を上限とする。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2019年5月11日～2019年7月31日、2019年9月5日～12月25日、2020年3月6日～5月1日を予定していますが、現地事情等による変更および調整の可能性はあります。（なお、営農管理の短期専門家との協働指導のため、2019年11月中下旬及び2020年3月中旬～4月にかけては現地活動必須。）

#### ②現地での業務体制

本業務に係るプロジェクト実施体制は、以下のとおりです。

- ア) 総括（本業務従事者が後任となるもの。）
- イ) バリュチェーン/業務調整（長期）

ウ) 営農管理 (短期)

③ 便宜供与内容

JICAルワンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

なし (プロジェクト車両を利用頂きます。)

エ) 通訳傭上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

なし

カ) 執務スペースの提供

あり (プロジェクトオフィスがございます。)

キ) コロンビア視察アレンジ

あり (プロジェクト予算でキガリからの往復出張費等を支弁します。)

(2) 参考資料

① 案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

・ プロジェクトサイト (<https://www.jica.go.jp/project/rwanda/006/index.html>)

・ コーヒー栽培・流通に関する情報収集・確認調査

([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12154100.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12154100.pdf))

② また、以下の資料を農村開発第二グループ第四チーム (rdga2@jica.go.jp) にて配布いたします。

・ 詳細計画策定調査報告書

・ モニタリングシート

・ 事業進捗報告書

③ 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICALワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>  
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上

## ルワンダ コーヒーバリューチェーン強化プロジェクト 目標/活動

## ○プロジェクト目標

- 成果 1. コーヒーセクターのバリューチェーン全体におけるモニタリング、調整、運営、規制を行うための効果的な体制が構築される。
- 成果 2. 選定されたコーヒー農協における営農管理が向上し、コーヒー業界関係者に対し、高品質なコーヒーを生産する具体事例を示すためのモデル農協として認知される。

## ○プロジェクト活動

- 活動 1-1. 中央及び地方レベルにおいてコーヒー業界関係者によるプラットフォームを形成・強化し、情報交換のための会合を開催する。
- 活動 1-2-1. コーヒーバリューチェーンにかかる課題を抽出し、誰がどのように実施するか具体的な手順を定めた改善計画を策定する。
- 活動 1-2-2. 改善計画を実施する際のモニタリングとフィードバックの仕組みを策定する。
- 活動 1-3-1. コーヒー業界関係者間でコーヒーの品質基準を適用する際の課題について協議する。
- 活動 1-3-2. 1-3-1 の協議を踏まえ、汎用性のあるコーヒーの品質基準の運用方法を策定し、業界関係者に周知する。
- 活動 1-3-3. NAEB や輸送業者、焙煎業者に対し、効果的な内陸輸送方法、焙煎、梱包に関する技術指導を行う。
- 活動 1-3-4. バリスタに対し、良質なコーヒー抽出に関する技術指導を行う。
- 活動 1-3-5. 選定された農協及び周辺農協から生産されたパーチメント／生豆の販売・購入において、農協とコーヒー販売業者とのビジネスマッチングの機会を提供する。
- 活動 1-3-6. メディアの活用、本邦研修、イベントの開催等を通じて、特に可能性のある市場に対してルワンダ産コーヒーの宣伝を行う。
- 活動 1-3-7. 様々な手段・媒体を活用し、選定された良質なルワンダ産コーヒーを紹介する。
- 活動 1-4. ルワンダのコーヒー業界関係者に対し、プロジェクト活動を紹介・宣伝するための年次ワークショップやイベントを開催する。
- 活動 2-1. モデル農協となりうる、ウォッシング・ステーションを所有する2つのコーヒー農協を選定する。
- 活動 2-2-1. 選定された農協に対して営農管理の技術指導を行う。
- 活動 2-2-2. 選定された農協に対して効果的なウォッシング・ステーションの運営についての技術指導を行う。
- 活動 2-2-3. コーヒー業界関係者に対し、既存のコーヒー関連イベント等においてモデル農協での取り組みを紹介する。
- 活動 2-3. 選定された農協と同じユニオンに所属する周辺農協を対象に、良質なコーヒーの生産方法を学ぶためのスタディツアーを実施する。